事　業　損　益	139,588,296	256,860,583	204,874,435	601,323,314	—	601,323,314
総　資　産	47,294,411,158	457,054,113,850	859,831,278,503	1,364,179,803,511	—	1,364,179,803,511

㈱1．区分の方法

「独立行政法人森林研究所法（平成11年法律第198号、最終改正平成20年法律第95号）」（以下、「個別法」という。）附則第14条の規定による勘定別の区分によっております。

2．各区分の主要な事業内容

研究・育種勘定　　個別法第11条に規定する以下の業務に係る経理

①森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習

②森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布

③林木の優良な種苗の生産及び配布

④これらに附帯する業務

特定地域整備等勘定　個別法附則第６条第１項及び第７条第１項に規定する業務、附則第９条第１項に規定する業務（旧独立行政法人緑資源機構法（以下「旧機構法」という。）第11条第１項第７号のニの事業及びこれに附帯する事業に係るものを除く。）並びに附則第10条第１項、第11条第１項及び第12条第１項に規定する業務に係る経理

①特定中山間保全整備事業：中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備

②農用地総合整備事業　　：農用地及び土地改良施設等の整備

③既設道移管円滑化事業　：独立行政法人緑資源機構を廃止する法律（平成20年法律第８号）の施行の際に管理を行っていた旧緑資源幹線林道の未引渡部分の維持、修繕その他管理業務

④幹線林道事業移行円滑化対策交付金事業：旧緑資源幹線林道事業に係る債権債務の管理

水源林勘定　　個別法附則第８条第１項に規定する業務及び附則第９条第１項に規定する業務（旧機構法第11条第１項第７号のニの事業及びこれに附帯する事業に係るものに限る。）に係る経理

①水源林造成事業　　：森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において、水源林造成を推進

②特定中山間保全整備事業：中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備

3．主な事業費用の内容　　（単位：円）

区　　分	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	合　　計	備　　考
研究業務費	10,668,429,266	—	—	10,668,429,266	
分収造林原価	—	—	88,646,515	88,646,515	
農用地整備譲渡原価	—	32,185,073,427	—	32,185,073,427	
林道整備譲渡原価	—	33,895,882,583	—	33,895,882,583	
受託業務費	—	16,882,000	—	16,882,000	
販売・解約事務費	—	—	24,960,414	24,960,414	
一般管理費					
人件費	912,033,655	142,745,288	323,130,986	1,377,909,929	
その他	163,052,808	61,239,972	299,812,611	524,105,391	
財務費用	81,387	4,016,340,752	3,884,432,996	7,900,855,135	
雑損	8,056,093	270,039,274	1,400,981	279,496,348	